Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau,



令和7年12月2日 国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所

# 「東海道 風景街道」への表彰状伝達式を行います ~日本風景街道 優秀活動賞〔観光振興への寄与部門〕を受賞しました~

地域の団体と国土交通省がともに取り組みを進めている「日本風景街道」の関東ブロック 21ルートのうち、「東海道 風景街道」(とうかいどう ふうけいかいどう)の令和6年 度の活動が、風景街道関東地方協議会より「優秀活動賞〔観光振興への寄与部門〕」に選定 されました。

つきましては、表彰状伝達式を下記のとおり執り行いますのでお知らせします。

1. 日 時 : 令和7年12月5日(金) 16:00から

2. 場 所 : 戸塚区役所 7階税務課会議室(神奈川県横浜市戸塚区戸塚町16-7)

3. 受 賞 者 : 東海道 風景街道

4. 受賞内容:東海道五十七次 400 周年写真展

5. 受賞部門:優秀活動賞〔観光振興への寄与部門〕

※取材を希望される報道機関の方は、事前に申込みをお願いします。 (別紙参照)

### <発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、横浜ラジオ・テレビ記者会

#### <問い合わせ先>

関東地方整備局 横浜国道事務所

電話:045-287-3001(代表) メールアドレス:ktr-yokohama-chousa1@mlit.go.jp

副所長 山口(やまぐち) (内線:204) 調査課長 山田(やまだ) (内線:461)



# 日本風景街道について

### 日本風景街道とは・・・

国土文化の再興に向けて、文化資源の保存や保護、活用だけでなく、美しい国土景観の形成、地域活性化や観光振興を有機 的につなぐものであり、道を舞台に多様な主体の協働により行われる取り組みです。平成19年度から登録を開始し、全国で147 ルート、うち関東管内では21ルートが登録されています。 「ホームページアドレス https://www.mlit.go.ip/road/sisaku/fukeikaidou/]

> 道路管理者とPS事務局による毎月1回の 監督見回りの実施と、地元自治体・沿道市 民の意識啓発(『東京・迎賓地区』:東京都)





自然景観の改善、歴史的 まちなみの保全 等







# 有機的につなぐ仕組み

### 活動に応じて必要な組織

地域住民、NPO、町内会、自治会、 企業、大学関係者、警察、 地方公共団体(市町村等)など



道路の管理者



### 地域活性化への寄与

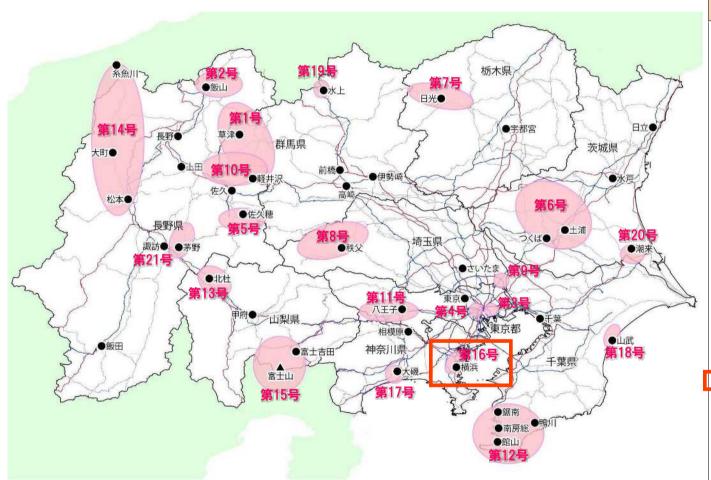
地域の歴史、文化、伝統の継承や 世代間交流の再生 促進 等

### 観光振興への寄与

地域資源、活動の情報発信や 来訪者を楽しませる工夫 等



# 日本風景街道 関東ブロック登録ルート一覧(21ルート)



### 風景街道パートナーシップ

令和7年9月4日時点

第1号: 浅間・白根・志賀さわやか街道

★第2号:千曲川·花の里山風景街道

第3号:江戸東京みらい街道

★第 4 号:『東京·迎賓地区』

第5号:ルート299 北八ヶ岳しらかば街道

第6号:千変万化の筑波山 「まち」「さと」周遊ルート

★第7号: 時空から天空への道 日光街道

第8号: 秩父路ルネッサンス

第9号:日本風景街道298三郷

第 10 号: 浅間ロングトレイル

第11号:甲州夢街道

(八王子・相模湖・藤野エリア)

第12号:南房総·花海街道

第13号:八ヶ岳南麓風景街道

第 14 号: 北アルプス大展望· 最長最古の塩の道ルート

第 15 号:ぐるり富士山風景街道

### ★第 16 号:東海道 風景街道

第 17 号:歴史街道「ぶらり大磯」 (Slow Life In OISO)

第18号:ロングビーチ癒しの九十九里街道

第 19 号: 谷川岳ゆけむり街道 (信仰と歴史の街道)

★第 20 号: いたこ あやめ 花街道

★第 21 号:信州ビーナスライン茅野

★:優秀活動賞対象

### 風景街道関東地方協議会について

依頼

答申

「風景街道関東地方協議会」では、風景街道の活動表彰選定等に関する委員会の答申を受け、各ルートから報告のあった活動の中から、優秀活動の選定を行っています。

#### 風景街道関東地方協議会

- ◇商工会議所連合会、行政等により構成 〔会長:埼玉県商工会議所連合会 専務理事 堀光 美知子〕
- ●日本風景街道の募集、申請受付、登録
- ●活動の確認、活動への支援、広報等
- ●優秀活動賞の審議・決定



活動報告



活動表彰

風景街道パートナーシップ (21 ルート)

#### 風景街道の活動表彰選定等に関する委員会

- ●公平性、透明性の高い優秀活動の選定
- ●評価 選定基準等の査定

### [風景街道の活動表彰選定等に関する委員会名簿]

·委員長:小濱 哲 (元名桜大学大学院

観光環境領域 学部長/教授)

·委 員:松本 順子 (NPO法人 人と道研究会 代表理事)

· 委 員:田村 知子 ((株)JTB パブリッシング

情報メディア編集部 部長)

·委 員:湯沢 信 (関東建設青年会議 会長)

·委 員:長谷川 恭男((株)NOAA 取締役)

·委 員:河村 英知 (国土交通省

関東地方整備局 道路部長)

### 優秀活動賞の選定方法について

- 令和6年度に実施した活動が対象。
- 年次活動報告書に基づき、「風景街道の活動表彰選定等に関する委員会」で評価し、関東地方協議会 へ答申、「関東地方協議会」で審議の上、優秀活動を決定。

### 1. 特別賞

### 【特別賞の選定条件】

2. の各部門における優秀な活動のほか、特に有用な活動を行っているルートに対して、風景街道の活動表彰選定等に関する委員会において必要と認める場合に、特別賞として選定する。

### 2. 優秀活動表彰 【表彰部門、評価の視点】

- □地域活性化への寄与部門
- ○活動に参加する住民(団体)・地域間交流(様々な団体との連携)を拡大する取組
- ○活動を継承・活性化する取組(世代間交流)
- ○新しい組織や活動団体が生まれるような取組
- ○他のルートの模範になるような取組(雇用創出も含め他団体も行ってみたくなるような取組)
- ○埋もれた魅力を発掘するような取組
- ○道の駅と連携した取組

#### □美しい国土景観の形成部門

- ○花など植物により演出した取組
- ○看板等で工夫した取組
- ○統一感のある町並みのために工夫した取組○かくす工夫・見せる工夫をした取組
- ○規制・規則と共存する取組

### □観光振興への寄与部門

- ○観光客増加への取組
- ○参加者(団体)や出店数増加への取組
- ○新たな付加価値をつける取組
- ○売上げ向上への取組
- ○独創性(この地域にしかないもの)のある取組



## 令和6年度 日本風景街道 関東優秀活動賞

### 【観光振興への寄与部門 優秀活動表彰】

# 関東一第 16 号 東海道 風景街道

<東海道五十七次 400 周年写真展>

### ■ルートの概要

中心となる道路:国道 1号ほか

パートナーシップ名称:東海道 風景街道 (よこはま三宿)

#### ■活動の概要

- ◇横浜市内の東海道について、東海道の歴史 を掘り起こし伝える活動、現代の東海道の楽 しみ方を提案する活動、将来の東海道の魅 力を高める活動を行なっている。
- ◇令和6年は、東海道の57の宿駅が揃って400周年の記念すべき年であることから「東海道五十七次400周年写真展」と題して、保土ヶ谷、戸塚、川崎の3か所で写真展を行なった。(JR保土ケ谷駅:12年(テーマは毎年変わる)、戸塚区役所:1年、東海道かわさき宿交流館:2年)

#### ■位置図



### ▼東海道五十七次写真展(JR 保土ケ谷駅)





### ■優秀活動表彰の選定理由

- ◇複数の施設で「道」の魅力を伝える展示を実施、その数も増やして行っている。ホームページの 運用など含め、魅力向上のためのご尽力はなかなかできないことと思う。
- ◇東海道のブランドを PR することにより付加価値向上の取組として一定の評価ができる。
- ◇東海道五十三次を「東海道五十七次」と表現するなど、観光客へのPR効果を高めて、街道の 魅力を最大限引き出している。

【参考】関東風景街道 HP 「東海道 風景街道」ルート概要

 $\underline{https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\_content/content/000906250.pdf}$ 

別紙

### 関東優秀活動賞の表彰状伝達式の 取材を申し込みされる報道関係の皆様へ

取材を希望される方は、電子メールにより下記項目を記載の上、以下メールアドレス宛にお送り下さい。

必要記載事項 メールタイトルに「【取材申込】関東優秀活動賞の表彰状伝達式」 取材者氏名(ふりがな): 同伴者数: 所属(会社名): 連絡先(電話番号またはメールアドレス):

メールアドレス: ktr-yokohama-chousal@mlit.go.jp

宛先:国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所調査課 あて

申込締切:令和7年12月3日(水)17時まで

※ご記入頂いた個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取扱います。